

## 川越市中小企業事業資金融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が中小企業者等の金利負担を軽減し、市内産業の振興に資するため、融資取扱金融機関に対し予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の利子補給金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業事業資金融資 次に掲げる要綱の定めによる融資をいう。

ア 川越市新規創業者支援資金融資要綱（平成13年7月2日市長決裁）

イ 川越市特別小口無担保無保証人融資要綱（平成19年9月25日市長決裁）

ウ 川越市中小企業中口事業資金融資要綱（平成19年9月25日市長決裁）

エ 川越市小規模企業者セーフティ融資要綱（平成22年12月1日市長決裁）

(2) 融資取扱金融機関 埼玉県信用保証協会と債務保証契約を締結した金融機関であって、前号アからエまでに掲げる要綱に規定するものをいう。

(協定の締結)

第3条 利子の補給は、この要綱に定めるもののほか、市及び融資取扱金融機関との間で締結する協定に基づき行うものとする。

(利子補給金の対象となる融資等)

第4条 利子補給金の対象となる中小企業事業資金融資の種類及び利

子補給率は、別表のとおりとする。

(利子補給金の交付)

第5条 利子補給金の交付は、市の会計年度を前期及び後期の2回に分けて行うものとする。

2 前項に規定する前期及び後期の利子補給金の算出は、それぞれ次に掲げる算式によるものとする。

(1) 前期

算式

$$\frac{(\text{4月末日の貸付残高} + \text{8月末日の貸付残高})}{2} \times \text{利子補給率} \div 2$$

(2) 後期

算式

$$\frac{(\text{10月末日の貸付残高} + \text{2月末日の貸付残高})}{2} \times \text{利子補給率} \div 2$$

3 前項の規定により算出した前期又は後期に係る利子補給金の額(次項において「算出額」という。)が1,000円未満であるときは、利子の補給は行わない。

4 算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(利子補給金の交付期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、中小企業事業資金融資を行った時の借入期間とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とし、その提出部数は、1部とする。

(1) 前期 当該会計年度の9月20日

(2) 後期 当該会計年度の3月20日

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の記載は、要しない。

5 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条第1項の通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告及び調査)

第9条 市長がこの要綱に基づく利子補給金の交付に係る中小企業事業資金融資に関して報告を求め、又は当該融資に関する帳簿、書類等を調査する場合は、融資取扱金融機関は、これに協力しなければならない。

(利子補給の終了)

第10条 市長は、利子補給金の交付に係る中小企業者等が次に掲げる事由に該当する場合は、利子の補給を終了するものとする。

(1) 廃業した場合

(2) 個人にあつては住所及び事業所を、法人にあつては事業所を市外に移転した場合

(3) 手形交換取引所の取引停止処分を受けた場合

(4) 融資取扱金融機関から埼玉県信用保証協会に対し代位弁済の請求があつた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利子の補給を行うことについて適当でないと市長が認める場合

2 融資取扱金融機関は、第1項各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに様式第4号を市長に提出しなければならない。

3 第1項各号に掲げる事由が生じた場合には、次の各号の表の左欄に掲げる当該事由が生じた日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる貸付残高はないものとみなして、第5条第2項の規定を適用するものとする。

(1) 第5条第2項第1号に規定する前期の算式

利子補給の終了事由が生じた日の属する月	読み替える貸付残高
3月及び4月	4月末日の貸付残高+8月末日の貸付残高
5月から8月まで	8月末日の貸付残高

(2) 第5条第2項第2号に規定する後期の算式

利子補給の終了事由が生じた日の属する月	読み替える貸付残高
9月及び10月	10月末日の貸付残高+2月末日の貸付残高
11月から2月まで	2月末日の貸付残高

(利子補給金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により利子の補給を終了する場合において、当該終了により減少することとなる部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、前条第3項の規定を適用して算出した利子補給金の額との差額の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第12条 利子補給金の交付を受けた融資取扱金融機関は、利子補給金の交付に係る関係書類を整備し、利子補給金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に中小企業事業資金融資について定める要綱の規定による申込みをし、当該申込みに基づき融資取扱金融機関が行った中小企業事業資金融資について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

別表（第4条関係）

中小企業事業資金融資の種類	利子補給率
川越市新規創業者支援資金融資要綱の定めによる融資	年0.3%
川越市特別小口無担保無保証人融資要綱の定めによる融資	年0.1%
川越市中小企業中口事業資金融資要綱の定めによる融資（事業承継に係るものを除く。）	年0.1%
川越市中小企業中口事業資金融資要綱の定めによる融資（事業承継に係るものに限る。）	年0.3%
川越市小規模企業者セーフティ融資要綱の定めによる融資	年0.1%